

平成15年2月28日

司法制度改革推進本部
知的財産訴訟検討会御中

日本弁理士会 村木 清司

意見書

日本弁理士会は、「専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続きへの新たな参加制度に関する現状と課題」についての検討にあたり、下記の意見を述べさせていただきます。

記

1. 裁判所調査官についての「透明性・中立性の確保」について

(1) 裁判所調査官の事件への関与の実態の透明化を図るべく、第5回知的財産訴訟検討会における「知的財産訴訟検討会資料 1」の6頁に示される『2』訴訟手続の流れの中での調査官の関与』の表の右欄『現行の調査官の関与』に記載されている如くの、裁判所調査官の事件への関与に関わる詳細事項について、訴訟当事者に関与内容を開示するなど、国民が容易に把握できるようにする方策が採られるべきである。

現状にあっては、裁判所調査官について、裁判官の判断に要される調査及び参考意見の具申を行う補助機関であるという認識に止まり、各事件において具体的にどのように関与しているのかを知ることができないからである。

(2) 事件毎に、それに関与する裁判所調査官の氏名を明らかにし、裁判所調査官には、除斥、忌避、回避の規定が適用されるものとすべきである。

(3) 裁判所調査官の口頭での報告が裁判官に対してされたときには、その都度直近の期日に裁判官により、当事者に対してその旨が告げられるとともに報告内容が明らかにされるべきである。

(4) 裁判所調査官の報告書が裁判官に提出されたときには、その都度直近の期日に裁判官により、当事者に対してその旨が告げられるとともに当該報告書

が開示されるべきである。

2. 「裁判所調査官の権限の拡大」について

- (1) 事件毎に、当事者にとって裁判所調査官の“顔が直接見える”ことになるようにするための、裁判所調査官の権限の拡大が必要である。
- (2) そのための具体的方策としては、裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、期日に立会い、裁判官に対して専門的な知見に基づく意見を陳述することができ、さらに、証人及び鑑定人に対して技術的事項について直接発問することができることとするのがよい。

裁判所調査官が、当事者に対して釈明を求め、あるいは、直接に発問することは、望ましくない。当事者にとって、裁判官により釈明を求められる場合と裁判所調査官により釈明を求められる場合とが生じ、また、裁判官から質問を受ける場合と裁判所調査官から質問を受ける場合とが生じることとなって、その対応に混乱をまねくことになる。

3. 「専門委員」について

- (1) 知的財産権事件は、専門性が高いので、民訴法の例外として、原則として全ての事件に専門委員をつけることが必要であると考え、特に、特許権、実用新案権、回路配置利用権またはプログラムの著作物についての著作権の権利に関する訴え、及び、斯かる訴えについての終局判決に対する控訴については全事件について専門委員をつけるとするのが望ましい。
- (2) 日本弁理士会は、専門委員制度の導入に備え、予め専門委員の候補者を技術分野別に所定数ずつ用意し、適宜研修等を行って候補者の能力担保に努め、求めに応じて候補者のうちから適任と思われる者を専門員として推薦できるようにするシステムの構築を予定している。

以上